

宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分の基準

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本基準は、宅地建物取引士による違反行為（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という）第68条第1項又は第3項の規定による指示処分及び同条第2項又は第4項の規定による事務禁止処分並びに法第68条の2の規定による登録消除処分の対象となる行為をいう。以下同じ）について、三重県知事が法第68条第1項又は第3項の規定による指示処分及び同条第2項及び第4項の規定による事務禁止処分並びに法第68条の2の規定による登録消除処分をする場合の基準を定める。

(監督処分内容の決定手続)

第2条 監督処分は、原則として、当該監督処分をしようとする日前5年間に当該宅地建物取引士がした違反行為に対して行う。

- 2 一の違反行為に対し監督処分をしようとする場合の監督処分の内容は、第2章の規定に基づき定める。なお、監督処分の内容が事務禁止処分の場合は、第2条の3の規定による加重の要否を判断して定める。
- 3 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合（一の宅地建物取引士に対し、指示処分及び事務禁止処分を同時にする場合を含む。以下同じ）の監督処分の内容は、各違反行為に対して第2章の規定により定める。なお、監督処分の内容が事務禁止処分の場合は、第2条の2の規定による調整を行った上、第2条の3の規定による加重の要否を判断して定める。
- 4 第2条第2項又は第3項の規定により定められた監督処分の内容については、斟酌すべき特段の事情がある場合に、これを加重し、又は軽減することを妨げない。

(複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の調整)

第2条の2 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合において、第2章の規定により事務禁止処分とすべき違反行為が複数含まれているときは、これらの違反行為に対する事務禁止期間については、次の一号又は二号の日数のうち、より短期である日数とする。

- 一 第2章の規定により定めた各違反行為に対する事務禁止期間のうち最も長期であるものに、2分の3を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。第2条の3並びに第2章の第5条第2項及び第4項において同じ。）。
- 二 第2章の規定により定めた各違反行為に対する事務禁止期間を合計して得た日数

2 第1項の場合において、当該複数の違反行為（直接取引に係る違反行為に限る）が複数の取引に係るものであるときにおける第1項1号の規定の適用については、同規定中「2分の3」とあるのは「2」とする。

（違反行為を重ねて行った場合の加重）

第2条の3 法第68条第2項又は第4項の規定による事務禁止処分をしようとする場合において、当該処分の対象である違反行為のあった日（複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合にあつては、当該複数の違反行為のうち最も早期に発生した違反行為のあった日）前5年間に、当該宅地建物取引士が同条第1項若しくは第3項の規定による指示処分又は同条第2項若しくは第4項の規定による事務禁止処分を受けていたときは、事務禁止期間について、第2章の規定に基づき定めた日数（第2条の2の規定による事務禁止期間の調整が行われたときは、当該調整後の日数）に2分の3を乗じて得た日数に加重する。

（指示処分及び事務禁止処分を一の監督処分によりしようとする場合の取扱い）

第3条 法第68条第1項若しくは第3項の規定による指示処分及び同条第2項若しくは第4項の規定による事務禁止処分を一の監督処分によりしようとする場合には、当該指示処分に係る指示書及び当該事務禁止処分に係る事務禁止命令書の双方を交付する。

（事務禁止を開始すべき時期）

第3条の2 法第68条第2項又は第4項の規定による事務禁止処分をしようとする場合には、直ちに事務を停止させなければ関係者の新たな損害が発生するおそれが大であるときその他直ちに事務を停止させることが必要な特段の事情がある場合を除き、原則として、事務禁止命令書の交付の日から起算して2週間を経過した日を、事務禁止の開始日として指定するものとする。ただし、宅地建物取引士による事務禁止に向けた準備行為に2週間以上要すると見込まれる場合には、事務禁止命令書の交付日から事務禁止の開始日までの期間について、2週間以上とすることを妨げない。

（指示処分をした後における調査等）

第3条の3 法第68条第1項又は第3項の規定による指示処分をした場合においては、指示書に記載された内容に関する宅地建物取引士の実施状況の調査その他の所要の措置を講じるものとする。

（事務禁止期間中において禁止される行為及び許容される行為）

第4条 法第68条第2項又は第4項の規定による事務禁止処分を受けた宅地建物取引士は、宅地建物取引士としてすべき事務は一切できないものとする。

第2章 各違反行為に対する監督処分

(法第68条第1項各号又は第3項に規定する違反行為に対する監督処分)

第5条 宅地建物取引士が、法第68条第1項各号又は第3項に規定する違反行為（以下「1項違反行為」という。）をした場合には、原則として、同条第2項又は第4項の規定により、事務禁止処分をするものとする。

この場合において、事務禁止期間については、別表に定める日数に必要な応じ第2項の規定による加重又は第3項若しくは第4項の規定による軽減をして定める。

2 1項違反行為が、次に掲げる加重事由のいずれかに該当する場合には、事務禁止期間について、別表に定める日数に2分の3を乗じて得た日数に加重することができる。

- 一 1項違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が特に大きい場合
- 二 1項違反行為の態様が暴力的行為又は詐欺的行為による等、特に悪質である場合
- 三 1項違反行為による違反状態が長期にわたっている場合
- 四 1項違反行為が及ぼす社会的影響が大きい場合

3 1項違反行為が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、法第68条第1項又は第3項の規定による指示処分に軽減することができる。ただし、宅地建物取引業者に対する名義貸し（法第68条第1項第1号）、他人に対する名義貸し（法第68条第1項第2号）及び不正又は著しく不当な行為をした場合（故意の場合に限る。法第68条第1項第3号）については、この軽減措置を適用することができない。

- 一 当該1項違反行為による関係者の損害が発生せず、かつ、今後発生することが見込まれない場合
- 二 監督処分権者が当該1項違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに、宅地建物取引士が関係者の損害の補填に関する取組みを開始した場合であって、当該補填の内容が合理的であり、かつ、当該宅地建物取引士の対応が誠実であると認められる場合
- 三 監督処分権者が当該1項違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに違反状態を是正した場合（関係者の損害が発生した場合には、第二号の事由にも該当する場合に限る。）

4 1項違反行為が、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当するときは、事務禁止期間について、別表に定める日数に4分の3を乗じて得た日数に軽減することができる。ただし、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当し、かつ、第2項に掲げる加重事由のいずれかに該当した場合には、第2項の規定による加重措置及びこの軽減措置は適用せず、別表に定める日数を適用することとする。

また、宅地建物取引業者に対する名義貸し（法第68条第1項第1号）、他人に対する

名義貸し（法第68条第1項第2号）及び不正又は著しく不当な行為をした場合（故意の場合に限る。法第68条第1項第3号）については、この軽減措置を適用することができない。

- 一 1項違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が軽微である場合
- 二 宅地建物取引士が、関係者の損害の全部又は一部を補填した場合（第3項第二号に該当する場合を除く。）

（指示処分に従わない場合等における監督処分）

第6条 宅地建物取引士が法第68条第1項又は第3項の規定による指示の内容に従わなかった場合には、同条第2項又は第4項の規定により、15日の事務禁止処分をするものとする。

- 2 宅地建物取引士が法第72条第2項の規定による報告提出の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした場合は法第68条第1項第3号又は第3項の規定により、指示処分をするものとする。

（特に情状の重い違反行為等に対する監督処分）

第7条 宅地建物取引士が、次の各号に該当する違反行為をした場合には、法第68条の2第1項第4号又は第2項第3号の規定により登録の消除処分をするものとする。

- 一 第5条又は第6条の規定により事務禁止処分の対象となる違反行為であって、当該違反行為の情状が特に重い場合
- 二 事務禁止期間中に、宅地建物取引士としてすべき事務を行った場合
- 三 法第18条第1項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていないものが宅地建物取引士としてすべき事務を行い、特にその情状が重い場合

（監督処分の保留）

第8条 宅地建物取引士に対する監督処分は、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、その必要性が認められるまでの間、保留することができる。

- 一 警察又は検察による捜査が行われ、又は書類送検、起訴等がされた場合
- 二 宅地建物取引士による違反行為が訴訟係属中であり、処分内容を決定するに当たり当該訴訟の判断を待つ必要がある場合
- 三 取引の関係者を保護するため特に必要があると認められる場合

第3章 雑則

第9条 この基準は、平成20年9月1日から施行する。

2 この基準によりがたい特別の事情が存する場合、またはこの基準の定めのない事項については、法の規定に基づき別途処理することができるものとする。

改正履歴 平成27年 4月 1日 施行

(別表)

法第68条第2項及び第4項に規定する違反行為に対する標準の事務禁止期間（第5条第1項関係）

違反行為の概要		事務禁止期間の日数
1 宅地建物取引業者に対して名義貸しをしたとき	法第68条第1項第1号の規定に違反して、宅地建物取引業者に自己が専任の宅地建物取引士として従事している事務所以外の事務所の専任の宅地建物取引士である旨の表示をすることを許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をした場合	90日
2 他人に対して名義貸しをしたとき	法第68条第1項第2号の規定に違反して、他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して宅地建物取引士である旨の表示をした場合	90日
3 宅地建物取引士として行う事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき	法第68条第1項第3号の規定に違反し、不正又は著しく不当な行為をした場合（過失による場合）	7日
	法第68条第1項第3号の規定に違反して、不正又は著しく不当な行為をした場合（故意の場合）	90日